

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例及び香川県災害救助基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例及び香川県災害救助基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例及び香川県災害救助基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第56号）の施行期日は、平成25年10月11日とする。